

## 第5回 川崎市自治推進委員会 議事録

- 日 時 平成 25 年 10 月 9 日（水）15 時から 16 時半まで
- 場 所 高津市民館 12 階第 6 会議室
- 参加者 名和田委員長、小倉委員、恒川委員、松本委員、横山委員  
（以上、川崎市自治推進委員会委員）
- 阿部市長  
瀧崎総合企画局長  
袖山部長、長澤担当課長、鴻巣担当係長、佐藤職員、両角職員  
（以上、総合企画局自治政策部）
- 傍聴人 なし
- 次 第 1 第 4 回川崎市自治推進委員会の議事の確認  
（参考資料 1-1、1-2）
- 2 川崎市自治推進委員会（第 4 期）報告書骨子の確認
- ・報告書骨子案について
- 3 川崎市自治基本条例に基づく取組の総合評価について
- ・報告書第 2 章記載内容の確認
  - ・報告書第 3 章素案について
  - ・その他

司会：名和田委員長

### □開会（事務局（自治政策部担当課長））

《会議公開及び写真撮影の確認、委員の了承》

《谷本副委員長の欠席について報告》

### 1 第 4 回川崎市自治推進委員会の議事の確認

《事務局（自治政策部担当課長）から「参考資料 1-1 第 4 回川崎市自治推進委員会議事録」及び「参考資料 1-2 川崎市自治推進委員会ニュースレターVol. 4」を説明》

《第 4 回委員会で指摘のあった「子ども・子育て会議の公募委員募集に関する提出書類の件」について、所管課において、市ホームページ上での募集案内を一部修正したことを報告》

### 名和田委員長

9 月 2 日に小委員会を開催いたしました。第 4 回までの委員会において、各条文に基づく取組を確認する中で意見が出ていなかった第 15 条、第 16 条、第 18 条、第 33 条及び第 34 条を取り上げ、あらためてご意見をいただきました。第 2 回委員会の資料をベースに、小委員会におけるご意見を加えてまとめたのが資料 2 です。条文に基づく取組の運営状況について、報告書第 2 章に記載する内容を、確認用に表形式にしたものです。これについては、後ほど、ご確認いただきます。報告書骨子案の作成に向けた検討もこの小委員会で行っておりまして、その内容は資料 1 のとおり、まとめています。正式な委員会としては本日が最終回となります。報告書骨子の確認と条例に基づく取組の総合評価を議題としております。今日は事務局からの説明と質疑意見交換を併せて全体で 1 時

間半程度を予定しています。十分に議論していただくとともに、他方で円滑な進行にご協力いただくよう、お願いいたします。

それでは議事次第の2「川崎市自治推進委員会（第4期）報告書骨子の確認」に入りたいと思います。こちらは、小委員会で議論した内容の確認となります。なお、本日の獲得目標として、報告書骨子案の確認作業を行った上で、資料2にまとめられている、第2章「条例に基づく取組状況等」については、記載内容の大枠を確認したいと思います。それから、第3章「総合評価」については、事務局にて素案を作成していますので、具体的な記載内容について議論したいと思います。

それでは、まず報告書骨子案について事務局から説明をお願いいたします。

## 2 川崎市自治推進委員会（第4期）報告書骨子の確認

《事務局（自治政策部担当課長）から「資料1 川崎市自治推進委員会（第4期）報告書骨子案」の説明》

### 名和田委員長

骨子案についてのご説明ありがとうございました。中身については、この後、確認しますので、ここでは、報告書全体の構成や各章の趣旨についての大まかな確認をしたいと思います。何かご意見、ご質問ございますか。

（特になし）

それでは、こういう骨子で報告書をつくっていくということによろしいでしょうか。それでは、議題2については、これで終わりたいと思います。

## 3 川崎市自治基本条例に基づく取組の総合評価について

### 名和田委員長

次に、議題3「川崎市自治基本条例に基づく取組の総合評価」についてです。議題3が、本日、最も時間をかけるべきところですが、またその冒頭で、「報告書第2章 記載内容の確認」という項目があります。お配りしている資料は、小委員会で確認した報告書作成の方向性を踏まえて第2章、第3章に記載する内容のたたき台を事務局で作成したものです。

まず事務局から「報告書第2章 記載内容の確認」について説明をお願いします。

《事務局（自治政策部担当課長）から「資料2 条文に基づく取組の運営状況について（報告書第2章確認表）」の説明》

### 名和田委員長

ありがとうございました。資料2は、各頁の左半分が条文そのものとその意図、つまり逐条解説なので、主に資料の右半分が委員会で議論すべき点となります。分かりやすいように表形式となっていますが、報告書では参考資料2のような体裁で掲載していくことについて、事務局から提案されています。何かご議論、ご質問、ご確認などはありますか。

### 小倉委員

参考資料2について、5ページの上半分までは、これまでの実績を記載していて、5ページの下半分のところが委員会での議論に関係しているわけですね。

## 小倉委員

参考資料 2 は、報告書第 2 章の記載例ということなので、「今後の方向性について」の部分も、具体的内容を記載しておいていただきたかったです。

## 事務局（自治政策部担当課長）

基本的には、「今後の方向性について」の欄には、資料 2 の一番右側の列の部分に記載している、委員会における各委員の意見を流し込むこととなります。また、「今後の方向性について」の欄には、これまでの委員会の審議の際に、事務局から資料として提示したものをベースに、この部分に掲載していこうと考えています。

## 名和田委員長

事務局から説明があったように、基本的な中身としては資料 2 の表にまとめられていて、あとはフォーマットの変換作業をするところまで、第 2 章は来ているという状況です。他はよろしいでしょうか。

それでは続いて「報告書第 3 章 素案について」に入ります。資料 3 は、報告書第 3 章に掲げる 5 つのテーマごとに事務局がまとめたものです。参考資料 3 は、各委員から、素案に対する意見を事前に出していただいたものを、事務局が取りまとめた資料です。ここからは、テーマごとに議論を進めていきたいと思います。1 つのテーマに平均すると、事務局からの説明を含めて 15 分程度となります。集中して十分な審議をしてみたいと思います。

最初のテーマについて事務局から説明をお願いします。

《事務局（自治政策部担当課長）から「資料 3 自治基本条例に基づく総合的な評価について」の内、「1 参加」について説明》

## 名和田委員長

ありがとうございました。参考資料 3 に、それぞれの委員に出していただいた意見が記載されていますので、これも適宜参照していただきたいと思います。斜体字で波線がかかっている部分は、各委員から新たにご意見をいただいたという状態で、これまでの委員会において議論になっていない事項を含むものとなっています。報告書に記載すべきかどうか、記載するのであればこういうふうに文言を修正した方がいいといったご意見など、議論をする必要があるということです。それでは、「参加」について、報告書の素案と参考資料 3 を見ながら、ご議論いただきたいと思います。

## 横山委員

パブリックコメント手続は、市民が行政の様々な問題について参加する大切な機会だということをもう少し周知してほしいと、常々感じています。1 つはパブリックコメント制度というのが、事案について、かなり完成度が高くなった段階で、最終的に市民の声を聴く場であるという性格があると思います。市民がもっと積極的に声を出していくためには、パブリックコメント手続を行った結果がどのように反映されたか、どのように内容がくみ取られたのかということが広く市民にアピールされてもいいのではないかと思います。逆に、行政サイドから見ると市民の様々な意見を聴いた結果、こんなふうに皆さんの意見を反映しましたよという PR があってもいいのではないかと感じています。

## 名和田委員長

私が知っている限り、パブリックコメント手続で意見を募集した結果、どのようにその意見が反

映されたのかについては、その政策を審議する委員会ではよく報告されているかと思います。こういう意見が出て、報告書や提言書の中でこういうふうに反映しましたと、そうした委員会の場では出るわけです。

#### **事務局（自治政策部担当課長）**

意見募集が終わった後、各意見の趣旨について、そもそも条文に含まれていますとか、あるいはそれを反映してこの条文の表現を少し変えましたとか、これは直接条文に関係ない部分だとしても、今後の参考にさせていただきますというように、区分けをしていくこととなります。パブリックコメント手続を経た結果、条文等がどう変わったかという対応表などを付けて公表していますが、それが分かりにくいということでしょうか。

#### **小倉委員**

それは川崎市のホームページで公表しているということですね。

#### **事務局（自治政策部担当課長）**

そのとおりです。

#### **横山委員**

意見を出した人に対して、あなたのご意見はどう反映しましたというような返事はしているのでしょうか。

#### **事務局（自治政策部長）**

意見に対する個別の回答はしていません。

#### **横山委員**

パブリックコメント手続に参加することが、役に立っているのかという疑問があるのです。条文等の内容があらかじめ決まっていて、今さら声を出しても仕方がないのではないかとこのところがあると感じています。行政の様々な取組に対して、声を上げることによって様々な反響があれば、より一層市民が参加することになると言えます。意見を出すことに意味があるのだと市民が分かるような仕組みや成功体験のようなものが必要だと感じています。

#### **小倉委員**

横山委員の今のご意見は、資料3に記載されている「今後の方向性・提案」の1つに含まれている内容かと思います。具体例を追加できるのであれば、パブリックコメント制度というのは、実施したら市のホームページで公表されるので、意見を出した人は市のホームページを見て確認してくださいと伝えることが必要と記載しても良いのではないのでしょうか。それを知らないために、意見を出して返事がないので、役に立っていないと感じる人がいるのではないかと思います。要するに意見がどのように反映されたのかを、市のホームページで公表するので、どのページを見れば結果が分かるということを、市民に認識してもらうため、パブリックコメント制度の広報をするときに、そのような案内を親切に行えば、解消できる課題なのではないかと思います。

#### **名和田委員長**

パブリックコメント制度は、意見を募集するときは、いろいろな媒体で出しているかと思いますが、結果を公表するのはウェブだけなのでしょうか。

#### **小倉委員**

紙面なども使った方がいいのではないのでしょうか。

#### **事務局（自治政策部長）**

パブリックコメント手続は、市のホームページを中心に行っているのですが、公表もホームページを

中心に行っているということかと思えます。ただし、手続の対象とした事案の内容に応じて特に説明を要する方々には、パブリックコメント手続とは別に、あるいは、手続に合わせて別途、意見を聴く機会を設けています。パブリックコメント制度では、結果の公表は、ホームページが基本になっていますが、事案の内容に応じて、意見を求める方法を工夫した場合、それに対応して公表方法も工夫をしています。

### **名和田委員長**

根本的にはパブリックコメント制度に対する関心度がもう少し上がらないと始まらないという気がします。他の自治体などでは、パブリックコメント手続を付け足しのようにやっているような傾向があるようです。そういう状態である以上、こっそり募集して、こっそり終わるようなテーマのものもあるかと思うので、もう少し市民的な関心が高まる必要があるということが前提なのだと思います。

### **横山委員**

市民にとって身近な問題、パブリックコメント手続等に参加するという意識の涵養や啓発です。そのためには、役に立ったのだという成功体験、すなわち意見すれば役に立つのだという感覚がないとまずいかなと思います。

### **松本委員**

成功体験との話が出ましたが、パブリックコメント手続を行う前段階として、タウンミーティングを開くような大きい事案のとき以外においても、出前講座などの機会を使って、行政からもう少し説明するなど、皆さんの意見や希望が出せるということを身近に感じられるような、PRが必要だと思います。

### **名和田委員長**

いくつか議論がありましたので、その方向に沿って報告書の記述を工夫してもらいたいと思います。パブリックコメント制度の続きのご意見でもいいですし、他の論点でも結構です。

参加というのは非常に重要なテーマなので、名残惜しい感じがしますが、他にはよろしいでしょうか。

### **恒川委員**

パブリックコメント手続について、最近では、地域防災計画に対して、区民の感覚としてはこうではないかという意見を随分出しました。それについては回答がありません。今の議論と共通すると思いますが、区民の意見をどうパブリックコメント手続の中でくみ上げていくのか、その仕組みについては考える必要があるのではないかと思います。

### **名和田委員長**

川崎市は「市長への手紙」という仕組みがありますが、そちらは個別に回答していますよね。

### **恒川委員**

個別に回答が来ます。

### **名和田委員長**

パブリックコメント制度は、「市長への手紙」とは違って、政策形成に市民としての立場で参加するということなので、個別には回答しないという建前なのでしょう。

### **事務局（自治政策部担当課長）**

意見に対する対応結果については、質問のそれぞれに対応する形で、分かりやすく丁寧に答えています。

## 名和田委員長

パブリックに答えているということですね。

## 事務局（自治政策部担当課長）

時間をかけて対応結果の表を作成しているかと思いますので、それが届いていないのであれば、もったいないと思います。

## 小倉委員

公表結果を見てもらえるような広報を十分にしておこなったということではないでしょうか。

## 名和田委員長

公表結果を見てもらうためには、広報の技術的な問題と根本的にパブリックコメント手続が重要な参加手続きの一環だという意識が高まるのが、ポイントになるかと思います。

## 阿部市長

地域防災計画は、パブリックコメント手続における意見を基に修正した箇所が多い方だと言えます。例えば、自主防災組織だとか避難所訓練について女性の参加や女性の活躍が必要という視点でのご意見を参考にして、計画案を修正しています。他にも意見を元に修正した箇所があります。ただ同じような趣旨の内容が、案に元々入っている場合には、その意見については、この部分で読めますとか、文章の修正をしないで同趣旨の運用でやっていきますという対応をすることとなります。同趣旨なので運用で考えていくというような扱いとなることが多いです。

## 名和田委員長

「参加」においては、パブリックコメント制度を中心に議論していただきましたので、議論を踏まえて報告書をつくっていただきたいと思います。

## 阿部市長

現状では、パブリックコメント制度についての年次報告書のようなものはないので、それは作成する必要があるのかもしれませんが。

## 名和田委員長

そのような報告書があると面白いですね。

## 阿部市長

例えば、パブリックコメント手続でいただいたご意見の内、参考にして案を修正することとなったものや意見全体の中で趣旨に合致するという事で実行段階に参考にしたものが、どれだけあるかなどについて記載すると思います。

## 横山委員

そういうのがあるといいですね。

## 阿部市長

ページ数は薄いものでもいいので、そのような報告書があれば、こうした自治推進委員会のような会議の際に、制度の現状を分かりやすく説明できると思います。

## 名和田委員長

それでは、次の「協働」に移っていききたいと思います。まず事務局から説明をお願いします。

《事務局（自治政策部担当課長）から「資料3 自治基本条例に基づく総合的な評価について」の内、「2 協働」について説明》

## 名和田委員長

ありがとうございました。「参加」と同様に参考資料 3 に記載された各委員の意見を参考にしながら、ご議論いただきたいと思います。まず私から申し上げます。活動資金の調達について、補助金とか委託金とか活動資金の流れが多様化しているので、市民も自発的にそういう検討をすべきではないかと考えています。地元の団体が公共施設の指定管理者になるケースが増えています。指定管理料が地域にとってわりと身の丈に合った資金源となり、その施設が身の丈に合った活動拠点となっているような事例が、最近目に付くような気がします。もう 1 点申し上げます。市民同士の協働と行政と民間の協働は違う問題なので、違う問題として今後も意識した上で、検討し、実践していくべきだと考えています。意見に網掛けが掛かっているものがありますが、これはどういう趣旨でしたでしょうか。

## 事務局（自治政策部担当課長）

事前にいただいた意見について、事務局にて記載場所を移したところです。今ご覧いただいているものは、「取組状況の確認」として意見をいただいていたのですが、「今後の方向性、提案」の方が馴染むのではないかと考え移動したものです。

## 名和田委員長

自分の意見を考えるに当たって (1) 取組状況の確認、(2) 課題、(3) 今後の方向性・提案のどれに該当するのか、迷うことがありました。事務局の判断で、移していただいたということですね。それでは、ご意見いかがでしょうか。協働型事業について「出来るだけ簡単な手続で」というご意見がありますが、どなたからでしょうか。これは、様式など書類を簡単にしてほしいということでしょうか。

## 横山委員

そういった趣旨です。実際にはそれほど複雑ではないので、慣れていないせいかもしれませんが書類をつくるのが大変だという意見があります。特に町内会とか自治会などでそういう業務に慣れていない人が役職に就いているときには、書類づくりが煩雑で、そこまでやるのかという声を聞くことがあります。防災訓練の調整金の申請を例に挙げると、写真の添付や町会の通帳のコピーなどを事前に、あるいは事後に用意したり、報告書を書いたりすることが必要となります。ある意味では当然なのですが、そのような手続が面倒な側面があるので、一覧表でチェックする形式や数字だけ入れるような形式になっていけば、わりと楽になるのではないかと思います。

## 名和田委員長

「協働事業を活用しようとする書類や手続が煩雑」という意見もあったようですが、これも趣旨が似ていますね。異なる主体と一緒に事業をすると、何らかの書類のやり取りが増えます。行政がお金を出すとすると市民からそういうお金を申請したり、協働のための契約書を締結したりするような場面もあるかと思いますが、書類のやり取りが多くなってそれが往々にして煩雑だという問題です。お金が多額になれば、説明責任をきちんとしなくてはならないという面もあるかと思っています。ご意見はいかがでしょうか。

## 阿部市長

先ほど話に出たように、数字を入れるなどで済むレベルのものや、文章で説明しなければいけないレベルのもの、それも説明項目について様式化してそれを埋めてもらう方式にするなど、協働事業をパターンごとに何種類かに分類し、様式化するのがいいのではないのでしょうか。

## 名和田委員長

不必要に煩雑なのは避けていただきたいですね。我々大学教授は、この時期ちょうど科学研究費補助金の申請作業をしているところですが、この十数年で手続が随分簡略化されました。

### **阿部市長**

免許更新でも昔は行政書士など専門家に頼まないとできませんでしたが、今は簡単にできるようになりました。

### **横山委員**

行政の資金を使うのですから、相応の責任を持つために公正さを担保することが必要なので、書類の必要性は分かるのですが、できるだけ普段使い慣れていない人でも理解できるような工夫をお願いしたいと思います。

### **恒川委員**

協働で大事なのはコーディネータだと思います。地域と行政、あるいはいろいろな団体との連携をどううまく組み合わせるかということが協働をうまく進める第一歩なのではないかと思います。特に地域ですと、いろいろな団体との連携を誰が担うのが大事だと思います。

それから、また別の論点になりますが、地域の要支援者の方など高齢者の問題について、支援が必要な方を把握するに当たって、アンケートを取るなどの手挙げ方式ではなく、横浜市のような手下げ方式を取っていかない限りは、行政と地域との協働をよほど、うまくやらないと進まないのではないのかと思います。

### **名和田委員長**

協働のコーディネータについては、今までの委員会ではあまり議論になっていなかったでしょうか。

### **事務局（自治政策部長）**

コミュニティのところで議論になっていました。

### **小倉委員**

ここは協働という言葉でくくってあるのですが、(3)今後の方向性・提案の①にもあるように、市民と行政の協働の事業には、協働型の事業のルールに則って協定書をつくってやっている事業だけでなく、もっと協働の度合いが少ないもの、例えば5対5ではなく、7対3や8対2というようなものもあるわけです。以前の委員会で議論になったかと思いますが、協働型事業のルールができた時はとりあえず市民と行政との協働のルールが全くなかったところで対等に話ができる場をつくるためにルールがつくられた面があります。いわゆるただ働きにならないよう、事業受託やそういうことが契約に基づいて、最低限必要なコストをかけられるようにというのが基本にあります。ルールの運用については、概ね順調だと思うのですが、このルールをどこまで適用しているのかを見ますと、170件ある協働型の事業の内、ルールを適用しているものはその一部とのことですが、行政がルールをつくって、それを一部しか適用していないのはなぜかと疑問を感じます。ルールを適用することは、それほど難しいことではなく、ルールには原則が書いてあるだけなので、それをお互いに守れば問題なく適用できると思います。

おそらく、この170件の中には市民館や教育委員会の事業も含まれているかと思いますが、この件数の数え方が適切ではないのではないかと思います。以前の委員会の資料にもありましたが、教育委員会の事業は、協働型事業となってはいますが、これを実施している市民が協働型事業という認識がないもの多く含まれていると思います。自主企画・自主学級は市民が提案して、市民館の方で了承したものについて、予算を付けてやるわけです。以前からお話ししていますが、市民の自主

企画・自主学級が協働の学びの場だと思っています。自主企画は勝手に市民がやるのではなく、市民と市民館の担当の職員が、一緒になって1つの事業をつくっていき、個人提案でやると市民館が企画委員を集めてくれるわけです。そこで広報の仕方とか、集まった人とどうやって運営していくかといった指導も市民館の職員がやっていくわけです。1年かけて自主学級を運営していくことで全体が見えてくる。それが、2年3年やるうちに、市民自らがそれらのルールに則って事業を展開していき、市民館に限らず様々な場所で、より多くの活動ができるということです。市民と行政が協働で事業を実施していくときには、お互いの意見を述べ合い、お互いにお手伝いしているのではなく、一緒にやっていくのだということを伝えないと分からないのです。協働の学びの場として位置付けられていないのが問題だと思います。市民からすれば、事業をやらされていると感じている人もいます。協働の考え方を底上げしていくことによって、活動している市民がルールに則った考え方をすれば、責任をもって一緒にやっていくことにはなりますが、一方で自分たちも意見を言うことができると気付くわけです。手伝っているだけの方が楽だと考える人もいますが、協働でやる以上は、自分たちの意見をはっきりと伝えて事業を実施していく方が、気持ちがいいわけです。協働型の事業を一緒にやっていくということをこれから川崎市が続けていくのであれば、市民自主学級を協働の学習の場であると、行政が認識することが一番大事だと思っていますので、そのことを報告書に盛り込んでいただきたいと思います。

#### **名和田委員長**

今のご意見は、市民館の職員が、ある意味で協働のコーディネータの役割を果たしているケースといえます。恒川委員の発言とも関係してきますが、中間支援組織が担うべき役割は、コーディネート機能であって、書類の代書ではないわけです。書類を作成することが市民にとって必要なスキルであるとする、コーディネータの役割は重要です。

資料3の「2 協働」(1) 取組状況の確認の②についてですが、ルールは協働型事業を対象としているのに、その一部しかルールを採用していないという部分は、文章として分かりづらいので、説明が必要だと思います。対象事業の抽出方法について、協働型事業といえそうなものを対象にしているのか、あるいは、協働型事業と定義されたものに該当するから調査対象にしたものなのでしょうか。

#### **事務局（自治政策部担当課長）**

協働型事業としてエントリーはしていても、6つの原則を全て満たして協定書まで結んでいるものが、170件のうちの少数であって、大半ではないという意味です。

#### **名和田委員長**

その意味では、協働型ルールに基づいた協働がまだ、道半ばであるということだと思います。

#### **恒川委員**

市民館での自主企画について小倉委員から話がありましたが、区役所でも企画を協働で行うことが出来るようになってきていて、開かれてきていると感じています。

私も、以前、市民館で3年間まちづくり学級をやりました。その後、区役所でもやりましたが、それまでは区役所は開かれていないという感覚をもっていました。現在、そういった意味で区役所がより開かれて、いろいろな市民団体の活動や福祉の問題について、会場を設けて、協働で開催していることは大いに評価されるべきであると思います。

#### **名和田委員長**

今のご意見は、「4 区・区民会議」に関連する内容ではないでしょうか。区役所も一種のコーデ

ィネータとしての資質も期待されていると思います。区役所の協働の姿勢も近年改善されています。区役所は、そうあるべきだし、そうなりつつあるということを報告書に盛り込むべきかでしょうか。協働のコーディネータの担い手に行政も入っていることは、盛り込んでおいた方がよいと思います。

#### **小倉委員**

「2 協働」の(3) 今後の方向性・提案④に、区役所の人材育成について書かれています。協働の場が増えてきているのでそういう意識のある職員が必要ということで、人材育成につなげると良いと思います。

#### **横山委員**

参考資料3の「2 協働」(3) 今後の方向性・提案には、地域教育会議に関する意見がありますが、あまり議論されていません。地域教育会議についてはどう考えていけばよいでしょうか。

#### **名和田委員長**

報告書に盛り込んでよい項目として挙げられていますが、議論を深めることができていません。報告書に記載しておくことで、後々議論が出来ると思います。

#### **松本委員**

せつかく地域の中にいい組織があるので、教育委員会を含めての住民との協働だと考え、私から意見したものです。

#### **名和田委員長**

文部科学省は文部科学省なりに、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）などを行っていますが、自治体としてはそれぞれの身の丈に合った仕組みとして展開しているところもあります。川崎市の中学校区単位の地域教育会議は、各自治体の実情に合わせた展開だと私は理解しましたが、報告書に載せておいて今後議論を深めていくべきだと思います。

#### **小倉委員**

これは、「3 コミュニティ」のところに位置付けてはいかがでしょうか。

#### **名和田委員長**

コミュニティに関連する施策としても考えることはできると思います。

#### **小倉委員**

協働という言葉にはそぐわない気がします。

#### **名和田委員長**

学校と住民の協働ではありますが、どちらかというコミュニティの中で語られる方が多いと思います。

#### **小倉委員**

いろいろな分野の方が入っているので、協働というよりは「コミュニティ」に関連すると思います。新しく出来た学校運営協議会とは違うのですね。

#### **横山委員**

中学校区の教育会議と区単位の教育会議があります。私は、初期の高津区の教育会議のメンバーでした。10年以上経っていますが、悪く言うとマンネリ化しています。今日のイジメの問題ですとか、若者があまり希望を持ってない状況があつて、その問題に対して学校という枠だけでは、解決しきれない側面があると思います。教育会議の中でいろんな人たちの協力を得ながら、子どもたちの支援をしたり、あるいは保護者が抱えている問題も含めて支援をしたりする体制を考えていかないといけないと思いますが、学校という枠からは離れていない気がします。

### 小倉委員

一般の人は、あまり関心がない気がします。

### 名和田委員長

中学校区という区切りも微妙で、文部科学省としては、中学校が小学校も従えてという発想があります。学校運営協議会もそうです。中学校区は、あまりコミュニティとは言いがたい側面もあります。学校運営協議会のような仕組みは、参加の面も含むと思いますので、事務局と相談の上、どちらに盛り込むか決めたいと思います。

### 横山委員

重なる面もありますが、小学校区単位だと防災の関係もあり、避難所運営会議があります。中学校区単位だと防災ネットワークがあります。そこが地域の備蓄品の拠点になっています。教育の問題と少し離れますが、地域の住民から見ると、中学校区単位で考えるエリアの広さと小学校区単位で考える地域の避難所の問題は別と考えていて、同じエリアでその連携がほとんど無いのが現状です。地域に住んでいる人間からすると、防災の方に中学生が参加できるような事があるともっと活性化すると思います。学校側でも、地域に関心を持とうと取り組んでいますが、繋がっていない感じがあります。

### 名和田委員長

それはまさにコミュニティの話だと思います。

《事務局（自治政策部担当課長）から「資料3 自治基本条例に基づく総合的な評価について」の内、「3 コミュニティ」について説明》

### 名和田委員長

地区まちづくり育成条例という都市計画系の条例がありまして、ここのところ大分定着してきています。コミュニティレベルの都市計画的な動きを組織として認定して支援する仕組みです。まちづくりの分野でもコミュニティを支援する仕組みがありますし、川崎市でも実績が出始めているのではないかと思いますので、関連する動きとして記載してもいいのではないのでしょうか。それでは、自由な発言をお願いします。

### 松本委員

子育て中のお母さんたちが地域の防災訓練に参加した事がないという声を多く聞きます。子育てサロンの中では、防災に関する出前講座をお願いするなどしてしていますので、知識は学べるのですが、実際に地域の方とともに取組に参加するのはまた別ですので、防災訓練の際には、子育て中の方、高齢者又は障害を持った方も一緒に取り組めるような活動をお願いしたいと思います。

### 名和田委員長

障害当事者が参加する防災訓練は行われているかと思いますが、若い親御さんはどうして参加しないのでしょうか。

### 松本委員

町内会・自治会の情報が入ってこないのだと思います。

### 小倉委員

回覧はありますよね。

### 松本委員

マンションによっては、町内会・自治会の組織に入っていないところもあります。

#### **小倉委員**

マンションは、その中で別途訓練しています。ただ参加するかしないかは、ご本人の意思ではないかと思います。

#### **恒川委員**

防災訓練に若い親御さんが出てきません。防災訓練を始めた時にこれはいけないということで、徐々にやり方を変えました。今は、学校とタイアップして、小学校3年生、4年生の参加について、学校からご父兄にお願いしてもらっています。このことによって、お子さんとともにご父兄も参加することになりますし、また、防災訓練を繰り返していくことにより、中学・高校生になっても意識が高まります。今年1月に防災訓練を行った時に3,140名の加入者の中で防災訓練に750名が参加されました。防災訓練の中でもう1つ大事なのは、要援護者に対してどのように対応していくのかという課題です。それに対しては、車いすで避難所までの道のりを避難訓練する手助けを皆で行っています。若い親御さんに防災訓練に参加してもらうには、子どもが参加するようなものと考えたいと思います。ただ、学校の先生が23名も参加してくれていますが、先生たちは業務外になってしまいます。振替勤務を考えてあげれば、もっと出やすいのかもしれない。

#### **名和田委員長**

それは専任の教師なら良いのでしょうか。

#### **阿部市長**

難しいですね。一般の市民の方々には手当があつたり、優遇されたりしないわけですから、学校の先生だけ特別扱いとはいかないでしょう。地域で活動している人間の一部として地域の住民の方々と同じ立場で参加すると良いと思います。

#### **名和田委員長**

若い世代の参加についての意見がありますが、その世代が広く防災訓練や地域活動に参加するところまでいっていないというご指摘ですね。それは重要な点なので、しっかりと記載した方が良いと思います。

#### **小倉委員**

町内会・自治会が高齢化していて、新しく加入する人の割合が減っているそうです。子ども会で人数が減っていてお神輿をかつげないという話を良く聞きます。しかし、ある町会長さんにお話を聞いたところでは、子ども会に子どもが80人位いて、いろんな事業をすると町会の内外から200人以上の子どもたちが参加してくれるそうです。なぜそんなに子どもが集まるかというと、普段からお祭り以外に集まる機会を意識してつくっているそうです。子どもが来なくなる事業を意識して町会で仕掛けるようにすると、その親も顔見知りになり、ものが言いやすくなり、頼みごとでもできるようになります。子どもたちも、小学生の時から来ていると中学生になっても来てくれます。お祭りをする時に声をかけると、次第に手伝いをしにきてくれるようになります。町会にも関心をもってくれるので、良いサイクルができます。高齢化していくとばかり言っているだけではだめで、子どもの時から育成をしていくことによって、親も若い人も巻き込んでいく必要があります。町会の高齢の方たちも、ある程度入れ替わっていかないと若い人が委員として入ってきても意見が反映されなかつたりします。そうした委員の活性化と、子ども時代からの育成を両方やっていると面白いという話を聞きました。その町会長さんは、自分はいろんなところで伝えているけれど、皆がやらないだけだと話していました。

## 名和田委員長

高齢化してくると、高齢者のニーズに合わせた活動が多くなるので、若い人のニーズに合わなくなります。町内会・自治会というのは生活課題の為の組織なので、若い人が振り向くような活動を行っていかないと振り向いてくれないと思います。

## 小倉委員

町内会・自治会の子ども会でも、加入していない世帯の子どもがきたら、参加できないというところも結構あります。子ども会費を払っているからということですが、それでは活性化していかないといいと思います。市民なので誰でも来ても良いと思いますし、地域の中で協力してくれる人が増えるのですから、公開していくのが良いと思います。町内会・自治会の意識改革が必要だと思っています。

## 名和田委員長

例えば、回覧とか配布物を会員外に配るのは、会費を負担していない人にサービスをすることになるので、町内会・自治会として抵抗があると思います。クローズしないというのは、会員組織である以上非常に難しいと思います。

## 阿部市長

商店街でやるイベントは、そこに来た人は、皆お客様なのでどこから来たかというのは、関係ないと思います。

## 名和田委員長

自治会は会員組織ですし、商業の論理で動いているわけではないので、会員外のサービスに抵抗があるのだと思います。

## 横山委員

非常に参考になりました。現実的には、クローズにしているつもりはあまりなくて、オープンにしたいと思ってはいるのです。子ども会のお菓子等を買う費用は、町会費から捻出しますので、例えば、ある町会の子ども会では、その町会の子どもと他の町会の子どもの比率が、1対3ぐらいの状況になっていて、いつも議論になるのですが、それでもシャットアウトするわけにはいかないわけです。もう1つ例を挙げますと、ある老人憩いの家では、保育園と一緒に夏祭りをやっていて、意図としては良いのですが、隣の団地の子どもたちも大勢来るわけです。夏祭りの準備などに、隣の団地の子どもの親も参加する事を望んでいるのですが、なかなか来ずに、子どもだけが来るという構図になっています。また、学校との関係でいうと、例えば高津小学校で考えると5町会にまたがるので、町会だけで避難訓練する際に学校は、会場の提供はしてくれるのですが、子どもたちへのお知らせまでは、やってくれません。現実的に考えると1つの町会だけで行うのではなくて、小学校区単位の町会連合で防災訓練を取り組むという企画が、次のステップとして必要になってきます。

## 名和田委員長

結局、小学校区単位で新しいコミュニティ組織を作って、みんなを当事者にしてやっています。横浜とか川崎は大規模なので、なかなかすぐにはいかないのが現状であります。

## 横山委員

私が住んでいる町の隣の町会の例で見ると、1つの町会に8つの高層マンションがあります。それぞれにマンションの自治会がある所とない所があります。そうすると防災訓練を行う際には、試行錯誤が必要となります。高層マンションであれば、自治組織として管理組合が防災の取組を行っています。消防法上の規制はクリアしているのですが、地域として取り決めをしたことがないとい

う問題にぶつかります。現実的な防災を考えたときには、今までの自治会単位、マンションだけの取組では難しいですし、逆に地域だけで出来るかというところではないので、高層マンションとも連携しながら防災の枠組みを変えていくような所まで踏み込んでいく必要があります。町会だけでは問題を解決出来ないと思います。

#### **名和田委員長**

小学校区単位のような新しい仕組みの話が、報告書に記載できるかは検討が必要だと思います。

#### **小倉委員**

地域コミュニティが、町内会・自治会の単位よりもっと大きな単位で取り組むことが機能的であるということで、新しいコミュニティの方法として小学校区を考えても良いのではないかと思います。

#### **名和田委員長**

他の自治体が、小学校区で出来ているのは、連合自治会の区域と一致しているからです。そういう構造が横浜や川崎のような大都市にはないと思います。

#### **横山委員**

避難所運営会議がそのような枠の1例だと思います。

#### **名和田委員長**

報告書への記載の仕方については、事務局と相談したいと思います。

#### **阿部市長**

避難訓練の場合、小学校が避難所になることでまとまるのであって、コミュニティ全体を小学校単位でまとめるのは不可能です。団地なら団地単位とか機能ごとに、町会は町会という形で、避難については自分たちの身を守ることが第一です。防災という限られた部分で力を合わせられるという意味で、少しだけ広がりが出ているだけなのです。小学校・中学校にそれぞれの防災の役割があって、その範囲で皆がまとまります。団地の中である程度安全になってしまえば、学校まで避難する必要がなくなります。その辺の利害関係と完全に合うように取り組んでいかないと難しいと思います。利害関係とは関係のないところのコミュニティでというのは無理があると思います。

#### **名和田委員長**

多面的な問題があるので、報告書にどういう書き方が出来るか検討したいと思います。次の「4区・区民会議」と「5 情報提供」の説明をお願いします。

《事務局（自治政策部担当課長）から「資料3 自治基本条例に基づく総合的な評価について」の内、「4区・区民会議」及び「5 情報提供」について説明》

#### **名和田委員長**

区・区民会議の中であまり議論されませんでした。私からは、団体代表として参加している委員について意見を出しました。他の自治体では、団体代表の委員が団体を背負っているために、歯切れのいい発言が出来なくなるという意見もあります。ある意味では、団体代表の委員が責任意識を持っているということなので良いことかもしれませんが、そういったご苦労があるということも、川崎市の実情に即して報告書に記載したらどうかと思います。

#### **阿部市長**

団体代表委員の場合、そこで決まったからと持ち帰ることができるが、そうでない委員は実行で

きずに、言いつばなしになる面があります。最終的には、行政が背負わないといけないような意見が多くなる傾向にあります。多少歯切れが悪くても、実行に結びつくような意見の方が良い面もあるので、団体とかグループから推薦された委員の割合が多くなっています。公募委員を多くすると、意見はたくさんでるのですが、行政への要望型の意見が多くなってしまい、際限なく議論が続いてしまいます。

### **名和田委員長**

横浜市の区民会議は条例もなく、だんだん失速しています。自治会がしっかりしている区で自治会を背負わない人ばかりが集まる区民会議が出来たりしています。結局機能しなくなることがあるようです。

### **阿部市長**

言いつばなしで、何も実現しないことになっています。

### **横山委員**

各区で区民会議の報告会が開かれるようになってきています。報告会をやるということで、一歩前進ではあるのですが、報告するだけで終わってしまっています。今市長が言われたような、自分たちの運営の問題点に切り込んで、どのように完成していくか。そういう議論が出来るといいかなと思います。区民会議は、これで良いのかということ自分たちで点検して総括するようなことも必要ではないでしょうか。

### **松本委員**

傍聴者が結構いらっしゃって、アンケートを取っていますが、アンケートが実際どういうふう運営されているのか聞いたことがありません。

### **事務局（自治政策部担当課長）**

それについては、事務局にて確認しました。アンケートを取ったものをフィードバックすることを原則としています。実際は、傍聴者が少ないので、アンケートに具体的な意見はあまり書かれてはいません。具体的な事例として、アンケートとは別に、区に対するメールで区民会議の議題に「ペットの防災」について意見があったとのこと。このメールについても区民会議にフィードバックして議論の素材にしたと聞いています。

### **名和田委員長**

区民会議で傍聴人が発言できるのか、事前に事務局に問い合わせたのですが、「川崎市審議会等の会議の公開に関する条例」やその運用により、区民会議も含めて、川崎市の審議会等においては、一般に傍聴人は発言を求めないこととされているとのことでした。

### **阿部市長**

発言を認めるかは、委員長の運営次第です。

### **小倉委員**

手をあげて勝手に発言は出来ないということですね。

### **名和田委員長**

諸外国だと傍聴者も発言できるケースが多いです。

### **阿部市長**

委員でなくても意見の言いたい人は傍聴に来ますし、発言できないのであれば、傍聴に来ないと思います。

### **小倉委員**

議決権はないですね。

#### **横山委員**

現行でも委員長が許可すれば、発言は出来るのですね。

#### **阿部市長**

そうです。ただ、委員としての発言にはなりません。参考意見です。

#### **恒川委員**

傍聴者と参与の発言だとかいろいろありますね。

#### **阿部市長**

参与は、アドバイザー的な立場ですが、一般傍聴者とあまり変わりません。

#### **名和田委員長**

ドイツのある州の仕組みでは、法律に規定されていますが、市長は出席出来て、かつ発言も出来ると書いてあります。規定がないと出席や発言は出来ないということでしょうね。

それでは、「4 区民会議」、「5 情報共有」に限らず、ご意見ください。

#### **恒川委員**

区民会議について、地域コミュニティのことを考えると、区民会議の地域課題と小学校区とか町内会・自治会単位の地域コミュニティの課題は、違うと思います。区民会議で設定する審議テーマについて、ハードの面ではなくてソフトの面やコミュニティのような話題に絞り込まれていく感じを受けています。懐を広げて何でも話しやすいような環境にして、区民が興味を持つような区民会議にしていかないと認知度が上がっていかないとと思います。

#### **阿部市長**

その点で言えば、各区の区民会議の委員長が、小さいコミュニティ単位の課題もそれぞれの所にあるので、それも取り上げましょうという話をしていき、実行する時には、利害関係がある人が中心になって、小委員会を作って一般の人を巻き込んでいくことで、いくらでも出来ると思います。

#### **名和田委員長**

ハードの問題を取り上げてはいけないというわけではないですよ。

#### **阿部市長**

自ら実行するといっているのです。区に予算がないと出来ないという話になって、ハードはお金がかかるということがあります。公園整備をすとかになると当然予算が必要になってきますが、それは、区長が予算要求出来るわけです。それ以上踏み込んでしまうと議員の仕事になってしまいます。どこどこに公園が欲しいという提言をしながら、自分たちはどういう役割があるか整理してもらえばよいと思います。予算が掛かるものは、区民会議から区長に対して提案すればよくて、協働事業の提案は、いくらでもやっていただきたいと思います。

#### **恒川委員**

登校途中で子どもが事故にあって亡くなるようなことが起きています。登下校の交通路の安全チェックは個々の学校で行っているのですが、もう少し区民会議で議論をしてガードレールとか道路とかの議論があっても良いと思います。

#### **阿部市長**

その意味でも任期が2年というのは短すぎると思います。

#### **名和田委員長**

2年で行うには、評価までするには、サイクルが短すぎると思います。外国は、任期が4年とい

うものが多いです。

#### **小倉委員**

任期は2年で、再任で2期やってもらえたらよいと思います。

#### **阿部市長**

全員同じ方が再任するというわけにはいかないと思います。新しい人が出てくることで新しいテーマの提案が促される側面があるからです。1年目は、前の委員がやったことの整理になってしまい、2年目は、新しい事案を提案するだけで時間切れとなってしまう。時間がないために実行は、誰かやっってくださいという事になってしまいます。

#### **小倉委員**

少なくとも3年は必要なのではないのでしょうか。

#### **名和田委員長**

参考資料3に記載している各委員からの意見も、基本的には報告書に反映できると思います。文章の作りは、事務局が整理して、私と谷本副委員長で確認した上で、各委員にも確認していただく形で案を取りまとめていきます。

最後に市長からお話をいただければと思います。

#### **阿部市長**

いろんな観点からのご意見をいただき、ありがとうございます。今までやってきた区民会議等の自治基本条例に関係することについて、委員会での議論の中からもいろんなものが見えてきています。報告書をいただいて、それを基に改善できるところについては、今後改善していこうと思います。ありがとうございます。

#### **名和田委員長**

最後に事務連絡をお願いします。

#### **事務局（自治政策部担当課長）**

4点ございまして、1点目に、報告書の作業スケジュールについてですが、本日の報告書骨子の確認と作業の方向性と第3章素案の内容について検討いただいています。事務局としては、年末から年明けに掛けて報告書案を作成した上で、各委員に内容の確認をいただいて、1月下旬に予定している小委員会で報告書を取りまとめて、年度末までに市長に報告する予定です。

2点目に、市民自治に関する意識調査についてですが、市内における市民自治の実態、社会活動・地域活動への参加意向などの調査を目的としてアンケートを実施しました。市内居住30歳以上75歳未満を対象に7区合計で3,150人を抽出の上、8月に発送して9月下旬までに回収しました。全体で4割近く、1,200通を超える回答がありました。現在、集計作業を行っていきまして、次回の小委員会までには、調査の結果を紹介できる見込みです。

3点目に、本日の会議の様子を議事録に起こして市のホームページで公開させていただきます。

4点目に、参考資料4として、「地域力アップかわさきフォーラム」のチラシを配布しております。今回は、谷本副委員長がコーディネータとして、また、恒川委員も登壇することとなっています。自治推進委員会に関連するイベントですので、ぜひご参加ください。

事務連絡は以上です。

#### **名和田委員長**

本日予定のプログラムは全て終了いたしました。自治推進委員会は閉会とさせていただきます。